

2 介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に、3年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で定め、保険者である練馬区が賦課・徴収する。平成27から29年度までの事業運営期間における保険料は、基準額を69,900円（月額5,825円）とし、下表のとおり15段階の保険料を設定している。

第6期(平成27～29年度)の第1号被保険者の保険料

段階	対象者	料率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ・本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.45	31,460円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60	41,940円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円超 (本人が特別区民税未申告を含む)	基準額×0.70	48,930円
第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.80	55,920円
第5段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円超 (本人が特別区民税未申告を含む)	基準額	69,900円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.13	78,990円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.28	89,480円
第8段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.49	104,160円
第9段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.68	117,440円
第10段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.88	131,420円
第11段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.10	146,790円
第12段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.33	162,870円
第13段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.60	181,740円
第14段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	基準額×2.80	195,720円
第15段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が2,000万円以上	基準額×3.00	209,700円

基準額 = 基準月額 × 12 か月

参考 第5期(平成24～26年度)の第1号被保険者の保険料

段階	対象者	料率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額 × 0.50	31,440 円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額 × 0.50	31,440 円
特例 第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額 × 0.60	37,730 円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円超 (本人が特別区民税未申告を含む)	基準額 × 0.70	44,020 円
特例 第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額 × 0.80	50,310 円
第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円超 (本人が特別区民税未申告を含む)	基準額	62,880 円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額 × 1.10	69,170 円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額 × 1.22	76,720 円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 × 1.35	84,890 円
第8段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額 × 1.49	93,700 円
第9段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 × 1.65	103,760 円
第10段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 × 1.82	114,450 円
第11段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 × 2.00	125,760 円
第12段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額 × 2.20	138,340 円

基準額 = 基準月額 × 12 か月

所得段階別の第1号被保険者数

所得段階		年度		
		H24	H25	H26
第1段階	被保険者数	6,613	6,987	7,319
	構成比	4.5%	4.7%	4.8%
第2段階	被保険者数	22,944	23,442	23,712
	構成比	15.7%	15.6%	15.4%
特例第3段階	被保険者数	7,941	8,266	8,772
	構成比	5.5%	5.5%	5.7%
第3段階	被保険者数	9,197	9,609	9,935
	構成比	6.3%	6.4%	6.5%
特例第4段階	被保険者数	21,902	22,367	22,080
	構成比	15.0%	14.9%	14.4%
第4段階	被保険者数	14,077	14,126	14,567
	構成比	9.7%	9.4%	9.5%
第5段階	被保険者数	14,719	15,446	16,216
	構成比	10.1%	10.3%	10.6%
第6段階	被保険者数	16,777	17,369	17,723
	構成比	11.5%	11.6%	11.5%
第7段階	被保険者数	13,740	13,862	13,717
	構成比	9.4%	9.2%	8.9%
第8段階	被保険者数	6,066	6,332	6,470
	構成比	4.2%	4.2%	4.2%
第9段階	被保険者数	5,087	5,169	5,347
	構成比	3.5%	3.4%	3.5%
第10段階	被保険者数	2,049	1,955	2,194
	構成比	1.4%	1.3%	1.4%
第11段階	被保険者数	1,044	1,123	1,256
	構成比	0.7%	0.7%	0.8%
第12段階	被保険者数	3,624	3,837	4,280
	構成比	2.5%	2.6%	2.8%
合計	被保険者数	145,780	149,890	153,588
	構成比	100%	100%	100%

各年度3月31日現在(単位:人)

所得段階		年度	
		H27	H28
第1段階	被保険者数	32,030	31,861
	構成比	20.5%	20.2%
第2段階	被保険者数	9,156	9,538
	構成比	5.9%	6.0%
第3段階	被保険者数	10,261	10,411
	構成比	6.6%	6.6%
第4段階	被保険者数	22,123	21,548
	構成比	14.2%	13.6%
第5段階	被保険者数	14,769	15,206
	構成比	9.4%	9.6%
第6段階	被保険者数	17,124	17,712
	構成比	11.0%	11.2%
第7段階	被保険者数	18,432	18,728
	構成比	11.8%	11.9%
第8段階	被保険者数	13,114	13,239
	構成比	8.4%	8.4%
第9段階	被保険者数	6,459	6,684
	構成比	4.1%	4.2%
第10段階	被保険者数	5,388	5,383
	構成比	3.3%	3.4%
第11段階	被保険者数	2,111	2,155
	構成比	1.3%	1.4%
第12段階	被保険者数	1,207	1,225
	構成比	0.8%	0.8%
第13段階	被保険者数	1,662	1,743
	構成比	1.1%	1.1%
第14段階	被保険者数	797	804
	構成比	0.5%	0.5%
第15段階	被保険者数	1,665	1,775
	構成比	1.1%	1.1%
合計	被保険者数	156,298	158,012
	構成比	100%	100%

年度途中資格喪失者を含む。

(2) 第1号被保険者の保険料収納状況

保険料納付方法は、年金を年額18万円以上受給している方は年金からの徴収(特別徴収)となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付(普通徴収)となる。

介護保険料の収納状況

現年分

(単位:円)

年度		H24	H25	H26	H27	H28
区分						
調定額(A)		8,873,156,720	9,152,007,110	9,448,291,000	11,176,969,890	11,381,314,090
収納額	金額(B)	8,657,475,630	8,931,121,363	9,225,113,410	10,919,655,780	11,136,277,480
	収納率(B/A)	97.6%	97.6%	97.6%	97.7%	97.8%
収入未済額	金額(C)	215,681,090	220,885,747	223,177,590	257,314,110	245,036,610
	収入未済率(C/A)	2.4%	2.4%	2.4%	2.3%	2.2%

滞納繰越分

(単位:円)

年度		H24	H25	H26	H27	H28
区分						
調定額(A)		295,184,597	357,856,127	415,675,177	432,217,214	467,828,774
収納額	金額(B)	38,819,690	54,132,450	62,022,563	64,639,730	69,603,501
	収納率(B/A)	13.2%	15.1%	14.9%	15.0%	14.9%
不納欠損額	金額(C)	114,189,870	108,934,247	144,612,990	157,062,820	159,018,054
	不納欠損率(C/A)	38.7%	30.5%	34.8%	36.3%	34.0%
収入未済額	金額(D = A - B - C)	142,175,037	194,789,430	209,039,624	210,514,664	239,207,219
	収入未済率(D/A)	48.1%	54.4%	50.3%	48.7%	51.1%

徴収方法別の収納状況 (現年分)

年度		H24	H25	H26	H27	H28
徴収方法						
特別徴収	調定者数(人)	122,564	126,609	130,240	132,418	136,030
	調定額(円)	7,492,999,540	7,756,550,250	8,018,919,050	9,550,646,360	9,770,694,330
	収納額(円)	7,492,999,540	7,756,550,250	8,018,919,050	9,550,646,360	9,770,694,330
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定者数(人)	29,276	29,327	29,596	30,091	28,560
	調定額(円)	1,380,157,180	1,395,456,860	1,429,371,950	1,626,323,530	1,610,619,760
	収納額(円)	1,164,476,090	1,174,571,113	1,206,194,360	1,369,009,420	1,365,583,150
	収納率	84.4%	84.2%	84.4%	84.2%	84.8%
合計	調定者数(人)	151,840	155,936	159,836	162,509	164,590
	調定額(円)	8,873,156,720	9,152,007,110	9,448,291,000	11,176,969,890	11,381,314,090
	収納額(円)	8,657,475,630	8,931,121,363	9,225,113,410	10,919,655,780	11,136,277,480
	収納率	97.6%	97.6%	97.6%	97.7%	97.8%

口座振替の状況

各年度3月31日現在(単位:人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
普通徴収被保険者数	28,108	28,189	28,506	27,879	27,500
口座振替加入者数	5,847	5,360	5,322	5,127	4,922
口座振替加入率	20.8%	19.0%	18.7%	18.4%	17.9%

(3) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため練馬区(保険者)は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・徴収することではなく、医療保険者が徴収した保険料は全国で一括して集められ、その中から練馬区の保険給付費の28%に相当する金額が介護給付費納付金として交付される。

被保険者の負担割合

区分	期					
	第1期 (12~14年度)	第2期 (15~17年度)	第3期 (18~20年度)	第4期 (21~23年度)	第5期 (24~26年度)	第6期 (27~29年度)
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%
被保険者合計	50%	50%	50%	50%	50%	50%

(4) 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定期間(災害等は3か月)を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

年度	H24	H25	H26	H27	H28
減免者数(人)	5	5	10	14	16
減免金額(円)	124,550	276,750	347,750	475,430	459,090

(5) 震災減免

平成23年3月11日の東日本大震災を被災した後に練馬区に転入した第1号被保険者に対して保険料の減免を行った。平成24年10月以降は、福島第一原発の事故に伴う避難者に要件を限って減免を継続している。

年度	H24	H25	H26	H27	H28
減免者数(人)	24	7	7	11	12
減免金額(円)	880,570	369,650	399,940	576,980	841,970

(6) 公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る減免

平成 27 年度から、公共事業への協力により自宅等を売却し、自宅の買換え等を行った被保険者に係る保険料について減免の対象とした。当初の保険料額と、合計所得金額から売却による譲渡所得金額（上限 5,000 万円）を控除して得た額により算定する保険料額に差額が生じた場合に減免を行う。

年度	H24	H25	H26	H27	H28
減免者数（人）				20	14
減免金額（円）				1,966,200	1,277,050

(7) 生計困難世帯の保険料の減額

所得段階第 2 段階または第 3 段階で、一定の条件に該当する生計困難な方の保険料を第 1 段階の保険料額に減額する。（平成 24～26 年度は第 3 段階または特例第 3 段階を第 2 段階に減額）

年度	H24	H25	H26	H27	H28
減額者数（人）	87	86	93	100	92
減額金額（円）	703,930	1,081,140	778,350	1,182,030	1,120,300